

## 令和 8 年度 第 2 回上越警察署協議会議事概要

|      |                                                |                                                                   |        |
|------|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|--------|
| 開催日時 | 令和 8 年 9 月 16 日 (水) 午後 1 時 00 分から午後 3 時 30 分まで |                                                                   |        |
| 開催場所 | 交通部交通機動隊                                       |                                                                   |        |
| 出席者  | 委員<br>(定数 15 人)                                | 佐藤(正)会長 伊藤副会長 仲山委員<br>望月委員 飯田委員 熊木委員 佐藤(洋)委員<br>石田委員 小林委員 佐藤(良)委員 | 計 10 人 |
|      | 警察                                             | 長谷川署長 今川警務課長 竹内生活安全課長<br>渡邊交通課長 警務係長                              | 計 5 人  |

### 管内の治安情勢

署長から令和 8 年 7 月末現在の管内の治安情勢について、資料に基づき説明を行った。

### 前回の答申事項に対する業務推進状況

前回答申した重点推進項目の取組状況について、署長から説明があった。

#### 1 効果的な犯罪防止活動の推進

##### (1) 安心感を高める街頭活動の強化

- ア パトロール要望に応じて、時間帯を絞った効果的な警ら活動の推進
- イ 夜間の強盗事件被害の防止に向けたパトロールと積極的な職務質問
- ウ 登下校時間帯の制服警察官の立哨やパトカーによる街頭活動の強化
- エ 巡回連絡による特殊詐欺等の犯罪被害・交通事故の防止に係る啓発、困りごと等の把握

##### (2) 特殊詐欺被害防止対策の推進

- ア 街頭広報活動
- イ 特殊詐欺被害未然防止表彰
- ウ 広報媒体を活用した広報

## 2 交通事故防止対策の推進

- (1) 適正な自転車利用に係る対策の推進
- (2) 高齢者事故防止対策の推進
  - ア 高齢者対象の交通安全教室
  - イ シニア安全強化日（年金支給日）における高齢者事故防止広報

### 諮問

署長から当面の重点推進事項について、次のとおり諮問があった。

## 1 効果的な犯罪防止活動の推進

- (1) 安心感を高める街頭活動の強化
- (2) 特殊詐欺被害防止対策の推進

## 2 交通事故防止対策の推進

- (1) 生活道路における速度抑制対策の推進
- (2) 高齢者事故防止対策の推進

### 答申

上越警察署協議会として協議、検討した結果、諮問のとおり推進するよう答申した。

### 速度等取締り指針の策定

交通事故発生実態に合わせた速度等取締りを実施する旨の説明があり、了承した。

### 意見・要望・質疑等（○は署長等の説明）

## 1 諮問事項に対する意見等

- (1) 特殊詐欺について、上越でもロマンス詐欺の被害は発生しているのか。
  - SNS型ロマンス詐欺は特殊詐欺の類型の一つです。  
上越署管内でも被害が発生しております。
- (2) 通学路の歩道の標識が老朽化して、表示が分からなくなっている。該当する通学路の標識を新しくしていただきたい。
  - 県警察では、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図り、道路の交通に起因する障害を防止するため、道路交通環境の変化等に合わせて随時、交通規制の見直しと更新を進めているところです。  
道路標識の老朽化に伴う倒壊や退色等による視認性の低下によって交通の安全が脅かされる懸念も考慮し、必要性に応じて、随時更新を進めてまいります。

(3) 9月1日から生活道路の法定速度が時速30キロに引き下げられたが、最高速度の判断について教えていただきたい。道路標識などは設置されているのか。

○ 本改正にかかる最高速度の判断についてですが、まずは道路標識によって最高速度が指定されているかどうかを確認していただきたいと思います。

最高速度が指定されている場合は、その速度が最高速度になります。

また、最高速度が指定されていない場合で、中央線等が設けられている場合は最高速度は時速60キロ、中央線等が設けられていない場合は最高速度は時速30キロになります。

## 2 その他の意見等

(1) 駐在所が不在のことが多くなかなか勤務員と連絡が取れない。

警察署への直通電話があるのは承知しているが、事件事務ではない相談の場合どのようにすべきなのか。

○ 駐在所の固定電話が廃止となり、勤務員も事件事務の対応で不在となることが多いことをご理解いただきたいと思います。

事件事務でない相談の場合でも、警察署への直通電話を気兼ねなくお使いください。

(2) 熊本地震や千葉豪雨など、他県で甚大な被害が発生した場合の県警の対応を伺う。

また、新潟県で災害が発生した場合、他県警から支援してもらうこととなるのか伺う。

○ 今回の熊本地震では、被災地のパトロールを行う「特別自動車警ら隊」や被災者の相談を受ける「被災者支援隊」を新潟県警から熊本県に派遣し活動しております。なお、今回は上越署から熊本県への派遣はありませんでした。

千葉県での豪雨では、新潟県からは派遣は行っておりません。

応援体制については、全国の各都道府県の警察で、救出救助や交通対策を任務とした「広域緊急援助隊」を設置して、全国のどこの県で大規模災害が発生したとしても迅速に対応できる体制を整えております。

## 交通機動隊の車両・訓練等の見学

警察官やその活動に関する理解を深めるため、交通部交通機動隊において車両・訓練見学等を行った。

- 1 交通機動隊副隊長による交通機動隊の業務説明を受けた。
- 2 白バイ、パトカーを見学し、担当者から説明を受けた。
- 3 白バイ特別訓練員の訓練状況を視察し、白バイ特練監督から説明を受けた。